

宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた

検討調査

民間競争入札実施要項(案)

内閣府大臣官房会計課

[目次]

1.	主旨及び対象公共サービスの概要	1
2.	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	2
3.	実施期間に関する事項	6
4.	入札参加資格に関する事項	6
5.	入札に参加する者の募集に関する事項	6
6.	落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	7
7.	入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	9
8.	受託事業者が、内閣府に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項	9
9.	受託事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任等	13
10.	対象公共サービスの評価に関する事項	13
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	14

別紙 1	提案書類一覧
別紙 2	提案書評価項目一覧表
別紙 3	個人情報取扱特記事項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公平な競争の下で受託者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実施することを目指すものである。

上記を踏まえ、内閣府は、公共サービス改革基本方針(平成 30 年 7 月 10 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査」(以下「本事業」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

1. 趣旨及び対象公共サービスの概要

(1) 背景・経緯

我が国においては、「宇宙基本計画」(平成 27 年 1 月 9 日宇宙開発戦略本部決定、平成 28 年 4 月 1 日閣議決定)において、我が国の宇宙政策に関する具体的取組の 4 つの柱の一つとして「宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化」を明示した。平成 27 年 8 月、「宇宙基本計画」に基づき、我が国が強みを有する宇宙システムの輸出等、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組むことを目的として、「宇宙システム海外展開タスクフォース」を設置し、官民連携による海外展開推進体制の下で新興国のロケット打上げ受注等の成果を挙げてきたところである。

その後、平成 29 年 5 月に「宇宙産業ビジョン 2030」がとりまとめられ、宇宙システム海外展開タスクフォースを中心とする海外展開推進体制の継続的な支援コーディネート機能構築に向けて、宇宙関連プロジェクトの推進に向けた中心的な役割を継続的に担うプロジェクトマネージャーを配置し、継続的な人脈形成を図りつつ新たな官民連携体制の下で商業宇宙市場の開拓に取り組むこととされた。これを受け、平成 29 年 12 月に改訂された宇宙基本計画工程表において、プロジェクトマネージャーを核とした継続的な支援コーディネート機能を平成 30 年度末までに構築することとされ、平成 31 年度以降、宇宙分野の国際協力の推進体制は新たな体制に移行することになる。

一方、海外の宇宙関係者との人脈や、国内の宇宙関係者のネットワークは、これまで体系的に整理されておらず、宇宙システム海外展開タスクフォースを通じて形成された人脈が断片的に政府において共有されているのみであった。今後、外部人材であるプロジェクトマネージャーを核として国際協力を戦略的に進めていくためには、これら宇宙関係者のネットワークを体系的に把握するためのツールが不可欠である。かかる経緯を踏まえ、平成 30 年度内閣府委託調査事業において、国内外の宇宙関係者の人材交流・共同研究推進に資する web ツールの実装に向けた検討を行った。この検討においては、web ツール実装に向けたプラットフォーム設計を行い、国内外のユーザーによる試験的実装を行うとともに、必要に応じ平成 31 年度以降継続的に本件プラットフォームを担う事業体を組成することとされている。

そこで、本事業においては、本件プラットフォーム(以下「web プラットフォーム」という。)上で実

装可能な相手国の人材育成ツール等のコンテンツに関する検討を行い、併せて当該ツールの試験的実装を行うことにより効果の検証を行う。

(2) 対象公共サービスの概要

本事業では、下記の業務を行う。

- web プラットフォームの人材育成等への活用に関する外部有識者等による検討会（以下「検討会」という。）を実施し、web プラットフォーム上での実装を目指すコンテンツに関する調査を行う。
- 上記調査結果を踏まえ、人材育成ツール等のコンテンツを試作し、web プラットフォーム上での試験的実装及び評価を行う。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

I. Web プラットフォームの人材育成等への活用に関する検討調査

ア) 検討調査の概要

Web プラットフォームを活用した人材育成等のためのコンテンツ試作及び試験的実装・評価を行うための枠組として検討会を設置し、①web プラットフォーム上での実装を目指すべきコンテンツに関する検討、②本事業において試作すべきコンテンツの選定、③試験的実装の実施方法、④試験的実装の評価を行う。

イ) 検討会の開催

① 検討会のメンバー

検討会のメンバーは、外部有識者 4 名、内閣府職員 3 名、その他省庁関係者 3 名、受託事業者 1 名とする。外部有識者は、大学又は国立研究開発法人若しくは独立行政法人等の職員から選定する。検討会メンバーの人選は、本件入札における応札時の提案書に基づき、受託事業者と内閣府が協議の上、決定する。また、本件事業開始後、内閣府と協議の上、メンバーを変更又は追加することを妨げない。

② 検討会の開催回数

検討会は、少なくとも以下の目的のため 4 回開催することとする。ただし、必要がある場合は、内閣府と協議の上、当該 4 回に加えて追加開催することも妨げない。なお、検討会開催に伴う出欠管理、資料作成、会場準備、旅費・謝金の支払い、議事録作成等、一切の業務は本件事業の受託事業者が行うものとする。

第 1 回: web プラットフォームの技術的仕様に関する情報共有及び本事業のコンセプト設計

第 2 回: 本事業において試作すべきコンテンツの選定

第 3 回： 試験的実装の実施方法

第 4 回： 試験的実装の評価及び次年度以降の事業化の検討

③ 検討会の開催に必要な経費及び準備する物品等

会場

検討会メンバー11 名に加え、オブザーバー又は傍聴者 10 名、検討会運営スタッフ 5 名を想定し、26 名以上収容可能な会議室を手配する。ただし、政府機関が有する会議室が無償で提供される場合には、当該会議室を使用することを妨げない。会場手配にあたっては、スライド投影用のプロジェクタ及びノート PC、議事録作成用の IC レコーダーを併せて手配する。

資料作成

検討会における資料は、議事次第、出席者名簿、座席表、検討会メンバーのプレゼン資料、前回議事録(第 2 回以降)を含むものとし、A4 フルカラー両面印刷で各検討会 1 回あたりにつき計 80 ページを想定する。印刷資料は各検討会一回あたりにつき 30 部準備する他、電子ファイルを検討会の 2 日前までに内閣府に提出する。スライド投影用の資料は受託事業者がノート PC に格納して会場に持ち込むこととする。また、検討会に使用する机上席札は受託事業者が作成する。

旅費・謝金

外部有識者(大学教授相当)4 名に対しては、在勤地からの旅費及び謝金を支給する。(詳細は(2)参照)

ただし、本人が受領を辞退する場合はその限りではない。

ケータリング

検討会の開催にあたっては、ペットボトル入り飲料水 350ml を検討会メンバー11 名分提供する。ただし、オブザーバー参加者が検討会の座席配置上のフロントシートに着席する場合は、当該オブザーバー参加者にも提供する。

記録

検討会の記録は受託事業者において作成し、検討会開催日から 10 日以内に内閣府に電子ファイルで提出するほか、第 2 回以降の検討会において前回検討会の議事録を参加者に配布する。

II. 人材育成ツール等のコンテンツの試作

ア) 試作するコンテンツの選定

本事業において試作を行うコンテンツの選定は、上記 I の検討会の結果を踏まえて決定する。試作を行うコンテンツは、少なくとも以下の 3 つを含む 5 つ以上とする。コンテンツはスライド教材またはビデオ教材とし、最低 1 つはビデオ教材を含むものとする。

- ① 平成 26 年度 JAXA 事業「宇宙新興国向け人材育成教材」

(<http://aerospacebiz.jaxa.jp/capacity-building/>)

② 宇宙 API 衛星データ利用研究所「衛星データ利用レシピ」

(<https://www.spaceapi.info/recipes/>)

③ 缶サット・モデルロケット・ハンズオントレーニング

(缶サット・モデルロケットを試作し、打上げ試験を実施する教育プログラム。受託事業者において作成。)

イ) 言語

コンテンツの試作は、日本語、英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語の 5 言語で作成する。ただし、ビデオ教材は英語音声で作成し、その他の言語は文字キャプションのみ付与することで差し支えない。

ウ) 試作したコンテンツの納品方法

試作したコンテンツは、電子ファイル及び紙媒体(フルカラー両面印刷・製本したもの(各コンテンツ 200 ページを想定))を内閣府又は内閣府が指定する事業者へ納品する。

III. 試作したコンテンツの試験的実装及び評価

ア) 試験的実装の概要

上記Ⅱにおいて試作したコンテンツを平成 31 年度中に国内外の大学・研究機関等における人材育成プログラムに実際に適用し、平成 32 年度以降、web プラットフォーム上でビジネススペースの事業化を行う可能性について検討するための基礎情報を収集し、結果について検討会で評価を行う。

イ) 海外における試験的実装

東南アジア、南アジア、大洋州、中南米、中東、アフリカから 4 か国を選定し、当該国の大学又は研究機関に本邦から専門家を派遣して、web プラットフォーム及び試作したコンテンツを用いて人材育成事業を実施する。派遣相手国及び派遣する専門家の人選は、応募事業者からの提案を踏まえ、上記Ⅰの検討会を通じて決定する。専門家は各派遣先につき 10 日間派遣することを想定し、旅費及び謝金を支給する。(詳細は(2)参照)ただし、本人が受領を辞退する場合はその限りではない。また、滞在中の用務のための移動手段を確保する。

試験的実装は、各派遣先につき派遣相手国の少なくとも 10 名の聴講者(学生・研究者・技術者)を対象として、授業またはセミナー形式で実施し、缶サット・モデルロケット・ハンズオントレーニングを除く全ての試作したコンテンツを教材として使用するものとする。

試験的実装の結果は、派遣専門家自身による記録及び聴講者によるアンケート(派遣専門家が配布し回収する。)にとりまとめ、上記Ⅰの検討会に提出する。アンケートの内容は、検討会における検討の結果を踏まえて決定する。

ウ) 国内における試験的実装

国内の大学又は大学院において、留学生又は本事業以外のスキームにより招へいされた海外の学生又は若手技術者・研究者を対象として、缶サット・モデルロケット・ハンズ

オンラインプログラムのコンテンツの試験的実装を実施する。試験期間は 10 日間、対象人数は 20 名を想定し、本件試験を受け入れる大学又は大学院について協力する専門家（大学教授等 1 名及び若手研究者 1 名を想定）の 10 日分の旅費及び謝金を支給する。（詳細は(2)参照）ただし、本人が受領を辞退する場合はその限りではない。また、缶サット・モデルロケット・ハンズオンプログラムの実施に必要な材料費実費は受託事業者が負担する。

試験的実装の結果は、協力する専門家自身による記録及び聴講者によるアンケート（協力する専門家が配布し回収する。）にとりまとめ、上記 I の検討会に提出する。アンケートの内容は、検討会における検討の結果を踏まえて決定する。

エ) 試験的実装の評価

上記(イ)(ウ)の試験的実装で作成された記録及びアンケートの結果を踏まえ、上記 I の検討会において試験的実装の評価を行う。評価は、少なくとも次の観点を含む複数の観点から実施し、検討会の結果を踏まえて受託事業者が評価報告書を作成する。

- ① web プラットフォーム自体の改善すべき点
- ② コンテンツ内容の改善すべき点、及び今後作成が期待されるコンテンツ
- ③ 今後、コンテンツを実装するにあたり留意すべき事項
- ④ 今後、継続的にコンテンツを拡充していくための手法及び担い手
- ⑤ 次年度以降、ビジネススペースで人材育成コンテンツを提供する可能性及びその方法

(2) 経費の支払い

謝金については当該年度の「諸謝金の使用基準」に準じて支払うこと。旅費については「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和 25 年法律第 114 号）及び「内閣府所管旅費取扱規程」に基づき支払うこと。「国家公務員等の旅費に関する法律」によらず、受託業者の旅費規程に基づき旅費を算定する場合には、内閣府の了解を求めるとし、事前にその旅程について経済性、利便性を考慮しながら行うこととする。いずれも、振込みに係る費用は受託業者が負担する。

(3) 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施において、確保されるべき質として求められるのは、以下のとおりである。ただし、受託事業者の責に帰すべき事由によらずに目的を達成できない場合はこの限りではない。

- ア) 受託事業者は、検討会の開催及び試験的実装の実施において、作成・提出された作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。
- イ) 検討会において、契約締結時に予定していなかった費用の支出を伴う提案がなされた場合には、支出方法の工夫等により、当初の経費区分金額の範囲内で検討会の提案を可能な限り満たすよう努めること。ただし、支出方法の工夫等に依り難い場合は内閣府と協議すること。

ウ) 検討会の開催及び評価報告書の作成にあたっては、検討会のメンバーと十分な調整を行うこと。

(4) 委託費の支払い

ア) 契約の形態は、委託契約とする。

イ) 受託事業者が2.(1)に掲げる業務を完了したときは、内閣府に委託業務完了報告書を提出するものとする。

ウ) 委託費の支払は、受託事業者の請求に基づいて行うものとし、このため受託事業者は、請求書及び精算書類(経費を証明する証拠書類)を内閣府に提出するものとする。

エ) 調査の結果、その内容が適正と認めるときは委託費の額を決定し、受託事業者に対し通知するものとする。
する。

オ) 内閣府は、適法な請求書を受理してから30日以内に委託費を支払うものとする。

3. 実施期間に関する事項

委託契約の契約期間は、契約締結日から平成32年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度内閣府所管競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、「役務の提供等(調査・研究)」のA、B、C又はDの等級に格付される者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 11(4)の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業者(当該業務を

共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記のうち(3)の資格を除く全ての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

- (11) 本件は、平成31年4月1日以前に平成30年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に関するスケジュール(予定)

入札公告	:平成31年2月1日
入札説明会	:平成31年2月7日
質問受付期限	:平成31年2月15日
入札書類提出期限	:平成31年2月21日
提案書の審査等	:平成31年2月28日
開札、落札予定者の決定	:平成31年3月1日
契約締結	:平成31年4月1日

(2) 入札の実施手続

➤ 入札説明会後の質問受付

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札実施要項、総合評価基準、及び委託契約書(案)を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該要項に疑義があるときは内閣府の説明を求めることができる。

質問はファクシミリでのみ受付をする。質問および回答内容は、電子メールにて、質問者を特定しないように配慮したうえで内閣府及び入札参加者で共有する。

➤ 提出書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、内閣府まで提出すること。

イ) 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の108分の100に相当する金額)を記載した書類

ロ) 提案書類一覧(別紙1)

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

ハ) 資格審査結果通知書

内閣府所管競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本事業を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって定めるものとする。落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、提案書評価項目一覧表(別紙 2)のとおり。

(1) 落札者を決定するための評価基準

① 入札価格の評価方法

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

② 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の提案書、提案書評価項目一覧表(以下「評価項目一覧表」という。)に基づき以下のとおり評価を行う。

イ) 評価項目一覧表に記載する必須の評価項目に係る技術等については、提案書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価項目一覧表に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価項目一覧表に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

ロ) 提案書に記載する技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)を満たしているか否かの判定及び評価項目一覧表に基づき付与する得点の判定は、内閣府に設置する外部有識者を含む技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

③ 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

(2) 落札者の決定

- ① 入札価格および技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札参加者のうち、(1)①の入札価格評価方法によって得られた得点に②の技術等の評価方法によって得られた得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行業務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- ③ 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭で通知する。また、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))による入札参加者には開札結果通知書を送信する。
- ④ 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は、低入札価格に関する確認を実施の上落札者を決定する。
- ⑤ 低入札価格の確認の対象となる入札者は、入札理由・入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料提出及びヒアリングに協力しなければならない。
- ⑥ 内閣府は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 再度入札

- ① 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。
- ② 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。内閣府は入札をやめる理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業は平成31年度新規事業であり、事業内容は同名称の平成30年度事業と異なる。

8. 受託事業者が、内閣府に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項

(1) 受託事業者が報告すべき事項

① 報告等

本業務が適正かつ確実な実施を確保するため、内閣府が進捗状況等について報告を求めた場合には、受託事業者は速やかに応じなければならない。また、内閣府は、報告を受け、

業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ受託事業者との情報交換の場を設けるものとする。

② 調査

内閣府は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、受託事業者に対して必要な報告を求め、又は、事務所等に立ち入り、実施の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

③ 指示

内閣府は、本業務を適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託事業者は、本事業に関して内閣府が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)もしくはその職員、その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の規定がある。

(3) 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置

① 委託事業の開始および中止

イ) 業務の開始

受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に業務を開始しなければならない。

ロ) 業務の中止

受託事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ内閣府と協議し承認を得なければならない。

② 公正な取扱い

イ) 受託事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ) 受託事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

受託事業者は、事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、調査客体への旅費及び謝礼支給は除く。

④ 宣伝行為の禁止

イ) 事業の宣伝

受託事業者および事業に従事する者は、内閣府の名称やその一部を用い、事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた調査の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

ロ) 自らが行う事業の宣伝

受託事業者は、事業の実施に当たって、みずから行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

受託事業者は、事業を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

受託事業者は、事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

受託事業者は、事業に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管し、内閣府の要求があるときは、提示できる状態にしておかななければならない。

⑧ 権利の譲渡

受託事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

イ) 成果物の著作権及び著作権は全て内閣府に譲渡する。

ロ) 受託事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ内閣府の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

受託事業者は、事業を実施するに当たり、内閣府の許可を得ることなく自ら行う事業又は内閣府以外の者との契約(内閣府との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 個人情報の取扱い

イ) 受託事業者は、内閣府から預託を受けた個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせてはならない。

ロ) 受託事業者は、預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変してはならない。

ハ) 受託事業者は、預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- ニ) 内閣府は、必要があると認めるときは、受託事業者の事務所、事業現場等において、預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をし、受託事業者に対し必要な指示をすることができる。
- ホ) 受託事業者は、預託を受けた個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに内閣府に返還するものとする。
- ヘ) 受託事業者は、預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、内閣府に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- ト) イ)及び ロ)の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- チ) 本業務を実施するにあたって、別紙3「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

⑫ 障害を理由とする差別の解消の推進について

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL: <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

⑬ 技術等提案の遵守

本業務は、一般競争入札・総合評価方式(調査)の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。また、本業務の実施体制に問題があると内閣府担当者が認めた場合は、受託者は速やかに実務担当者の交代、追加など必要な措置をとること。

⑭ 再委託の取扱い

イ) 全部委託の禁止

受託事業者は、事業の実施にあたり、その全部を一括として再委託してはならない。

ロ) 再委託の合理性等

受託事業者は、事業の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

ハ) 契約後の再委託

受託事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで内閣府の承認を受けなければならない。

二) 再委託先からの報告

受託事業者は上記 ロ) 又は ハ) により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ) 再委託先の義務

再委託先は、前記の個人情報の保護並びに秘密保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、契約によらない自らの事業の禁止、及び権利義務の帰属については受託事業者と同様の義務を負うものとする。

ヘ) 受託事業者の責任

受託事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

⑮ 契約内容の変更

受託事業者及び内閣府は、事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の事由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

⑯ 契約の解除

内閣府は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

ロ) 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑰ 契約解除時の取扱い

内閣府は、上記 イ) 、ロ) 、ハ) により契約を解除する際は、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。

内閣府は、受託事業者が前項の規定による金額を指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

⑱ 不可抗力免責

受託事業者は、上記事項にかかわらず不可抗力により委託事業の全部若しくは一部の実施が遅延又は不能となった場合は責任を負わないものとする。

⑲ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と内閣府が協議するものとする。

9. 受託事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における

る損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、受託事業者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 受託者に対する求償

内閣府が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等にもとづき該当第三者に対する賠償を行ったときは、内閣府は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存する場合は、内閣府が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 内閣府に対する求償

受託事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存するときは、受託事業者は内閣府に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣府は、総務大臣の評価の時期(平成32年5月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成32年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

内閣府は、8. の報告を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と受託事業者の実績を比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する。

(3) 調査項目

- ① 業務の進捗について
- ② 本件プラットフォーム上での実装を目指すコンテンツに関する調査
- ③ 人材育成ツール等のコンテンツの試験的実装の実施状況及び評価
- ④ 検討会の実施状況及び結果
- ⑤ 事業の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

内閣府は、事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、受託事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

内閣府が総務大臣及び監理委員会に実施状況を提出する時期は平成 32 年 4 月を目途とする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

① 内閣府は、年度末に受託事業者の提出する委託業務完了報告書について、評価を行った後、監理委員会へ報告とともに、公表する。

② 立入検査、指示等の報告

内閣府は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に通知する。

(2) 内閣府の監督体制

契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に銘じて立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。事業の実施状況に係る監督は、10. により行うこととする。

(3) 主な受託事業者の責務

① 法第 25 条第 2 項の規定により、事業に従事する者は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 法第 54 条の規定により、事業の実施に関し知り得た秘密を洩らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人に対し又は人に対して同条の刑が科される。

⑤ 会計検査について受託事業者は、会計検査法(昭和 22 年法律第 73 号)第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

(4) 評価委員会の開催

内閣府は、落札者決定のための評価、本事業の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的・技術的知見を得るために、内閣府及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

ただし、内閣府本府入札等監視委員会等において、この事業が審査・評価を受けた場合は、こ

れに代えることができる。